

令和7年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月30日（金曜日） 議事開始 午前8時53分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小枝子	杉元 義男	庄村 里世	土器 三紀夫
中津 ゆみ子	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

【農地利用最適化推進委員】

山野 真澄

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	中村 清人	農地調整係主事	遠目塚 壘

議

題

- 報告第 3 号 農地等の合意解約について
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の返戻について
- 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 7 号 非農地証明願いについて
- 議案第 8 号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

事務局長	ただいまから、令和7年5月定例農業委員会総会を開催します。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。
会長	(あいさつ)
会長	次に、委員の出席状況を報告します。 山野委員が今日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。 よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しています。 これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に森永委員と前原委員を指名します。
議長（会長）	それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第3号、報告第4号並びに議案第4号から議案第8号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案朗読)
議長（会長）	これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第3号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号「農地等の合意解約について」説明します。 議案書1ページです。 今月の合意解約件数は16件です。 2ページです。 令和7年5月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。 引き続き2ページをご覧ください。

議長（会長）	整理番号1番から5番ですが、耕作者変更に伴う解約です。 続きまして、整理番号6番及び7番ですが、貸借期間の変更のため解約するものです。 続きまして、整理番号8番及び9番ですが、農地条件が悪いため申し出により解約するものです。 続きまして、整理番号10番ですが、所有者が自作するため解約するものです。 次の3ページです。 整理番号11番ですが、所有者が自作するため解約するものです。 続きまして、整理番号12番ですが、耕作が不便なため解約するものです。 続きまして、整理番号13番から16番ですが、今後売却する予定のため解約するものです。 説明が終わりました。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結します。
事務局	次に、報告第4号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。 議案書4ページです。 報告第4号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。 今月の許可返戻件数は3件です。 次の5ページです。 所有権移転の整理番号1番。 場所は、大字〇〇字〇〇になります。

	畑5筆、計4, 167平米です。 これについては、令和5年の8月総会で審議され、同月の31日付で許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり売買契約を取り消したため、許可書を返戻するものです。 なお、後ほど説明します、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号9番で、再度当該農地の売買の許可申請があがってきています。 続きまして、所有権移転の整理番号2番。 場所は、大字〇〇字〇〇になります。 畑2筆、計1, 360平米です。 これについては、令和5年の8月総会で審議され、同月の31日付で許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり、売買契約を取り消したため、許可書を返戻するものです。 なお、後ほど説明します、議案第4号「農地法3条の規定による許可申請について」の整理番号8番で、再度当該農地の売買の許可申請があがってきています。 続きまして、所有権移転の整理番号3番。 場所は、大字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇になります。 田7筆、10, 691平米、畑6筆、7, 883平米、計13筆、18, 574平米です。 これについては、前述しました田畑13筆を含む15筆について、令和6年の3月総会で審議され、同月の28日付で許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり、譲受人である法人としての方針が変わり売買を行わなかったため、当初許可を受けました15筆の許可の一部である13筆を返戻するものです。 補足として、許可返戻の理由欄に参考として記載してあるとおり、15筆のうち2筆について説明します。 田1筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇は、令和6年3月28日付
--	---

議長（会長）	で許可を返戻しています。 その他田1筆、〇〇字〇〇〇〇〇〇番は令和6年3月28日付の許可に基づき、有限会社〇〇〇〇〇〇〇へ登記申請予定となっています。 そういったことから、今回は13筆の許可返戻をするものです。 なお、後ほど説明します議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号12番で、再度当該農地のうち3筆について売買の許可申請があがっています。 説明が終わりました。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、報告第4号の質疑を終結します。
事務局	次に、議案に入ります。 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。 7ページです。 今月の許可申請件数は、所有権移転12件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。 次の8ページです。 整理番号1番。 田1筆、1,230平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、永田委員の掘り起こしです。 整理番号2番。

	田1筆、1, 073平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 申請人は今年2月に〇〇〇より認定を受けた新規認定就農者であり、営農計画書が併せて提出されています。 整理番号3番。 8ページから9ページとなります。 田2筆、2, 605平米の贈与です。 整理番号4番。 田1筆、467平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号5番。 田1筆、341平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続きまして、10ページをご覧ください。 整理番号6番。 田1筆、1, 605平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 受け人は、新規で農業を始める方であり、営農計画書が併せて提出されています。 整理番号7番。 田2筆、1, 812平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続きまして、11ページです。 整理番号8番。 畑2筆、1, 360平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 これは、先ほど報告第4号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」の中で報告しました整理番号2番の農地の売買とな
--	--

議長（会長）	ります。 続きまして、１１ページから１２ページとなります。 整理番号９番。 畑５筆、４，１６７平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 これは、先ほど報告第４号「農地法第３条の規定による許可の返戻について」の中で報告しました整理番号１番の農地の売買となります。 続きまして、１２ページから１４ページとなります。 整理番号１０番、田５筆、畑１筆、計６筆、５，０７０平米の売買です。 価格は〇〇〇円です。 また、受け人は新規で農業を始める方であり、営農計画書が併せて提出されています。 続きまして、１４ページから１５ページとなります。 整理番号１１番。 田５筆、２，７８５平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 続きまして、１５ページから１６ページとなります。 整理番号１２番。 田３筆、６，９４６平米の売買です。 価格は〇〇〇円です。 これは、先ほど報告第４号「農地法第３条の規定による許可の返戻について」の中で報告した整理番号３番の農地の売買となります。 備考欄のとおり、鶴田委員の掘り起こしです。 以上所有権移転１２件です。 事務局の説明が終わりました。
--------	---

永田委員	ここで、議案第4号については各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。 まず、所有権移転、整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を永田委員にお願いします。 申請地の位置は、〇〇〇〇地区です。 場所は、〇〇〇〇〇より西へ300メートルのところにあります。 字は〇〇〇といいまして、迫田です。 基盤整備はされています。 形状については、長方形ですが、あまり良くはありません。 申請地の周辺一帯は、南側が山林、北が山林で、日照は良いとは言えません。 あと、用水については天水田です。 作付は水稻、飼料などをされると思います。 続きまして、受け人について報告します。 受け人は、〇〇〇〇地区にいます。 受け人の状況は兼業農家です。 市内の会社に勤められていて、今年60歳を迎えるにあたって、今までお願いしていた田んぼを自分で耕作するという事で、トラクター、田植機などの機械を購入されました。 後継者の有無については、子供が〇人いて、〇人が男の子で〇人とも〇〇〇です。 このうちのどちらかが後を継ぐとのことでした。 所有農地の畦畔の管理については、高畦が多いのですが、草払いがよくされていました。 地域との調和については、本年度〇〇〇〇さんですので良いと思
------	--

議長（会長）	います。 次に、所有権移転、整理番号２番の農地の報告を山野委員に代わって事務局に、申請人「受け人」の報告も市外者のため事務局にお願いします。
事務局	整理番号２番の農地について、山野委員の調査報告を代読します。 申請農地は、〇〇自治会内で〇〇〇との〇〇にあります。 形状は、三角形ですが、基盤整備済みです。 申請農地周辺の状況は、北、東側は一部宅地で、南側は水田です。 日照も良く、耕作済みで、畦草は少々伸びていましたが、接道、用排水も問題ないと判断しました。 以上代読により報告します。
議長（会長） 事務局	続いて、受け人の報告をお願いします。 整理番号２番について報告します。 受け人は、〇〇〇の〇〇に居住されており、譲渡人との関係は他人です。 状況としては、昨年〇〇〇〇〇を退職し、今年２月に〇〇〇より認定新規就農者の認定を受けています。 営農計画の内容としては、専業の稲作経営で５年後に稲作１２町歩を耕作し、生産量６０トンを目指されています。 後継者については、お子様が〇名おりまして息子さんが〇名、娘さんが〇名いらっしゃいます。 現時点では、後継者については未定ということでお話を伺っています。 農地取得後の利用としては、水田として水稻の作付を予定しています。 地域との調和についてですが、隣接農地の所有者等とのトラブル

議長（会長）	もなく、良好な関係性を保たれておられるので良好と判断します。 次に、所有権移転、整理番号３番の農地及び申請人「受け人」の報告を岩屋委員にお願いします。
岩屋委員	整理番号３番の申請農地と受け人の両方を報告します。 申請地は、〇〇〇の〇〇〇〇から東に２００メートルくらいの場所で、周囲一帯は水田です。 接道、日照、用排水も良好です。 受け人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。 後継者はいますが、今のところは未定ということです。 渡し人との関係は親戚です。 受け人は、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号４番の農地及び申請人「受け人」の報告を山下委員にお願いします。
山下委員	整理番号４番について報告します。 まず、申請農地ですが、５月２３日の金曜日に農地を見てきました。 〇〇〇〇自治会にありまして、〇〇〇〇公民館より北東に約２００メートル行った位置にあります。 基盤整備はされています。 農地の形状は四角で、長方形の四角で良好です。 農地周辺は全部田んぼです。 日照、接道、排水は良好です。 現在は耕起されて、きれいな農地です。 水稻を植えた後、水稻を刈った跡がありました。 続きまして、申請人「受け人」について報告します。 同じく５月２３日の金曜日にお伺いしまして、受け人は〇〇〇〇

議長（会長）	自治会で居住されています。 現在、〇〇〇〇〇〇〇の一員です。 営農状況は、専業で稲作と繁殖牛を主体としてされています。 渡し人との関係は知人です。 後継者はいます。 現在40歳ということです。 取得後の利用状況については、やはり水稻、そして飼料、そういうのに利用したいということです。 周囲の畦畔の管理は良好です。 地域との調和は良好だと思います。
吉田委員	次に、所有権移転、整理番号5番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。 まずは、農地の報告を吉田委員にお願いします。
議長（会長）	整理番号5番の農地1筆について報告します。 申請農地は、〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされていません。 申請農地周辺は田んぼで、日照、用排水は良好ですが、接道はなく、隣接地は耕作されてあったので行くのは可能でした。 調査した日には、もう田植えが周辺されていました。
下原委員	次に、整理番号5番の申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。 整理番号5番の受け人の状況について報告します。 受け人の営農状況は、稲作主体の兼業農業者です。 後継者もいます。
議長（会長）	受け人は兼業ではありますが、営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。 次に、所有権移転、整理番号6番の農地及び申請人「受け人」の報告を、山野委員に代わって事務局にお願いします。

事務局	整理番号6番の農地について、山野委員の調査報告を代読します。 申請農地及びその周辺の状況は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側にあり、宅地と水田が混在したところにあります。 基盤整備済みで、形状も良く、日照、接道、用排水も問題ないと判断します。 続いて、受け人についても調査報告を代読します。 受け人の営農状況は兼業農家です。 お父様が怪我をされたことを機に、兼業農家として後継ぎをされるそうです。 渡し人との関係は知人であり、後継者についてはまだわからないとのことでした。 畔や用水路も適切に管理されており、問題ないと判断します。 以上代読により報告します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号7番の農地及び申請人「受け人」の報告を前原委員にお願いします。
前原委員	整理番号7番についてご報告します。 まず、農地についてですが、〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされておりません。 農地の形状も細長く曲がっていたりして、良いとは言えません。 申請農地の周囲ですが、南側が田んぼ、東側と北側は一部山林に接しています。 日照はやや良好というところでしょうか。 接道はなくて、不良だと判定しました。 用排水の状況は良好です。 現在はイタリアンライグラスが作付されていました。 続きまして、受け人についてご報告します。 受け人は、同じく〇〇自治会内に住んでいます。

議長（会長）	受け人の状況は、〇〇との兼業農家です。 渡し人との関係は友人です。 後継者もいます。 取得後は、水稻を作付されるということです。 この申請農地の周囲は、受け人の農地が周囲にあり、今のところ現況は形が良くないので、自力で基盤整備、いわゆる区画直しをされる予定だということです。 できあがった際は、水稻を作付されるということでした。 現在の所有農地の畦畔の管理は大変良好で、地域との調和も大変良好です。 次に、所有権移転、整理番号８番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。 まずは、農地の報告を吉田委員にお願いします。
吉田委員	整理番号８番の農地２筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。 基盤整備はされていません。 申請農地周辺は、北側は宅地、東側、南側は栗畑です。 日照は良好ですが、接道はありません。 隣が耕作されていますので、接道への行き来は可能です。 申請地は、現在何も作付されておられません。
議長（会長）	次に、整理番号８番の申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。
下原委員	整理番号８番と９番の受け人は、同じ人なので一度にご報告します。 受け人の営農状況は、〇〇〇と農業との兼業農業者です。 後継者はいません。 取得後は、今植えてある栗畑を増やし、また、野菜などを栽培しようと考えていますとのことでした。

議長（会長）	調査の前日も農地の除草に行ったとのこと。 管理もしっかりされ、問題ないと判断します。 次に、所有権移転、整理番号9番も同様に、農地の報告を吉田委員に報告をお願いします。
吉田委員	整理番号9番、計5筆について報告します。 申請農地は〇〇〇自治会内にあります。 宅地にある大きな畑で、整理番号8番の畑のすぐ南側と東側にある栗畑です。 日照、接道も良好です。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号10番の農地及び申請人「受け人」の報告を津口委員をお願いします。
津口委員	整理番号10番の農地計6筆について報告します。 申請農地は、〇〇〇自治会にあります。 〇〇〇公民館の北側200メートルのところに申請地があります。 基盤整備はされていません。 〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇は自宅の横にあります。 〇〇〇〇番は丸竹と笹が生えていました。 〇〇〇〇番と〇〇〇〇番は笹、真竹、雑草が入っていました。 接道はなく、何年も耕作されてない水田でした。 周りには木が生えていて杉が入っていました。 6筆とも遊休化していました。 受け人について報告します。 受け人は、〇〇〇自治会に住んでいます。 受け人は、自営業で〇〇関係の仕事をされています。 後継者はいます。 渡し人との関係は他人です。 受け人は自宅を購入するときに、この農地も一緒に買ってください。

議長（会長）	いと言われて購入されたそうです。 〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇の農地は、野菜や田んぼを作りたいとのことでした。 今はきれいに刈り取られていました。 次に、所有権移転、整理番号１１番の農地及び申請人「受け人」の報告を下原委員にお願いします。
下原委員	整理番号１１番の受け人と農地について報告します。 申請農地は〇〇自治会内にあり、申請農地及びその周辺の状況は、宅地と基盤整備がされた水田地帯です。 ５筆の農地ですが、現状は４枚の田んぼになっています。 受け人の営農状況は稲作で、会社員との兼業農業者です。 後継者はいません。 地域との調和については、兼業ではありますが、営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。
議長（会長）	次に、整理番号１２番の農地及び申請人「受け人」の報告を、鶴田委員にお願いします。 整理番号１２番について３筆の報告をします。
鶴田委員	申請地及び周辺の状況は〇〇自治会内にあり、場所は川内川に沿ったえびの中央線沿いにあります。 すぐ近くには〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があり、農地は〇〇の西側沿いにあります。 周囲は人家が１軒ありますが、ほ場には影響はありません。 ほ場は３筆とも長方形で形状も良く、日照、接道、用排水の状況も良好でありました。 続きまして、受け人は専業農家で、〇〇地区に住んでいます。 水稻栽培が主です。 また、後継者もいます。

議長（会長）	取得後の利用状況は、今まで同様、水稻栽培をしたいということでした。 地域との調和についても協力していくとのことです。 各委員からの調査報告が終わりました。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。 農地法第3条第2項第6号については、委員から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということです。 したがって、計12件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて充たしていると考えます。
議長（会長）	判断根拠の説明が終わりました。 ここで、所有権移転、整理番号4番の譲受人は〇〇委員です。 よって、整理番号4番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員退席）
議長（会長）	それでは、整理番号4番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑の終結をします。 お諮りします。 整理番号4番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。

議長（会長）	よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席） 次に、所有権移転、整理番号 7 番の譲渡人は〇〇委員です。 よって、整理番号 7 番は農業委員会等に関する法律第 3 1 条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号 7 番について、各委員の質疑を求めます。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。
議長（会長）	整理番号 7 番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。
議長（会長）	よってお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員着席）
議長（会長）	これより、所有権移転、整理番号 4 番及び 7 番を除く議案第 4 号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第 4 号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を

議長（会長）	求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よってお諮りのとおり決定します。
事務局	次に、議案第５号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。 １７ページです。 議案第５号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。 今月の計画件数は５６件です。 申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 １８ページです。 整理番号１番。 田１筆、１，１９５平米の賃貸借です。 整理番号２番。 田２筆、２，５５６平米の使用貸借です。 整理番号３番。 田３筆、２，２７３平米の賃貸借です。 整理番号４番。 田８筆、７，１５４平米の賃貸借です。 整理番号５番。 田２筆、２，０６４平米の賃貸借です。 整理番号６番。 畑３筆、２，４５５平米の賃貸借です。 １９ページです。 整理番号７番。

	畑1筆、1，530平米の賃貸借です。 整理番号8番。 田1筆、1，025平米の使用貸借です。 整理番号9番。 田2筆、2，484平米の使用貸借です。 整理番号10番。 田2筆、4，476平米の賃貸借です。 前原委員の掘り起こしです。 整理番号11番。 田1筆、2，903平米の賃貸借です。 整理番号12番。 田2筆、1，002平米の賃貸借です。 整理番号13番。 田2筆、2，704平米の使用貸借です。 整理番号14番。 田2筆、2，570平米の使用貸借です。 整理番号15番。 畑1筆、7，114平米の賃貸借です。 整理番号16番。 畑1筆、1，959平米の使用貸借です。 整理番号17番。 畑1筆、1，471平米の賃貸借です。 20ページです。 整理番号18番。 田2筆、816平米の賃貸借です。 整理番号19番。 田3筆、1，681平米賃貸借です。 森永委員の掘り起こしです。
--	---

	整理番号２０番。 田１筆、５９６平米の賃貸借です。 整理番号２１番。 田２筆、１，７４４平米の賃貸借です。 整理番号２２番。 田２筆、１，３９０平米の賃貸借です。 整理番号２３番。 畑７筆、５，０４９平米の賃貸借です。 整理番号２４番。 田２筆、１，７４７平米の賃貸借です。 上村委員の掘り起こしです。 ２１ページです。 整理番号２５番。 田３筆、３，０３８平米の賃貸借です。 整理番号２６番。 田１筆、１，００７平米の賃貸借です。 整理番号２７番。 田１筆、１，００６平米の賃貸借です。 整理番号２８番。 田２筆、１，３２３平米の賃貸借です。 整理番号２９番。 田１筆、５０５平米の賃貸借です。 整理番号３０番。 田１筆、２，０６４平米の賃貸借です。 整理番号３１番。 田３筆、１，７０８平米の賃貸借です。 整理番号３２番。 田６筆、２，９４１平米の賃貸借です。
--	--

	22ページです。 整理番号33番。 田2筆、2, 842平米の賃貸借です。 整理番号34番。 田1筆、1, 064平米の賃貸借です。 整理番号35番。 田2筆、1, 011平米の賃貸借です。 整理番号36番。 田6筆、4, 555平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号37番。 田2筆、1, 027平米の使用貸借です。 下原委員の掘り起こしです。 整理番号38番。 田1筆、1, 189平米の賃貸借です。 鶴田委員の掘り起こしです。 整理番号39番。 田1筆、706平米の賃貸借です。 鶴田委員の掘り起こしです。 整理番号40番。 畑4筆、4, 437平米の賃貸借です。 23ページです。 整理番号41番。 畑2筆、2, 034平米の賃貸借です。 中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号42番。 田17筆 11, 654平米の賃貸借です。 米倉委員の掘り起こしです。
--	--

	整理番号４３番。 畑２筆、１，２２２平米の賃貸借です。 中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号４４番。 畑２筆、１，３８５平米の賃貸借です。 ２４ページです。 整理番号４５番。 田１筆、２，３３０平米の賃貸借です。 森永委員の掘り起こしです。 整理番号４６番。 田１筆、１，７５８平米の賃貸借です。 整理番号４７番。 田３筆、１，３１７平米の使用貸借です。 整理番号４８番。 田１筆、１０平米の使用貸借です。 整理番号４９番。 田１筆、９８４平米の使用貸借です。 山野委員の掘り起こしです。 整理番号５０番。 畑１筆、９４８平米の賃貸借です。 整理番号５１番。 田１筆、１，２１３平米の賃貸借です。 整理番号５２番。 田１筆、１，７０１平米の賃貸借です。 整理番号５３番。 田４筆、６，８８７平米の賃貸借です。 整理番号５４番。 田２筆、５，０１６平米の使用貸借です。
--	---

	増田委員の掘り起こしです。 ２５ページです。 整理番号５５番。 田１筆、７４６平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号５６番。 田１筆、７４７平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 なお、所有者と耕作者が同じ契約がありますが、こちらについては、基盤整備に伴い集積率を上げる必要があるため、本人同士での中間管理事業を通した契約になっています。 以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。
議長（会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 これより議案第５号の審議に入ります。 まずここで、整理番号７番の受け手は〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号７番は農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員退席）
議長（会長）	それでは、整理番号７番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。

議長（会長）	整理番号 7 番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よってお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号 1 8 番の受け手は〇〇委員です。 よって、整理番号 1 8 番は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号 1 8 番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号 1 8 番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号 2 2 番の受け手は〇〇委員です。 よって、整理番号 2 2 番は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。

議長（会長）	（〇〇委員 退席） それでは、整理番号２２番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２２番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	それでは、整理番号７番、１８番及び２２番を除く議案第５号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。
米倉委員	整理番号〇〇番の２２ページですが、この方（譲渡人）がこの貸付先に田を出されるということですが、この案件は数ヶ月前に競売で取得された土地ですか。 競売で申請された時に耕作されるということで、入札後の営農はこういう感じにしますということで、総会で審議があったと思いますが、その土地が１年も経たないうちに、この農地を法人へ貸し付けされるということなのか、お尋ねします。 そもそも、その競売の時に自分では耕作する意思がないにも関わらず、貸付けをすることを前提として、競売で落とされたのかなというふうに少し思ったものですから、お尋ねしました。
議長（会長）	説明をお願いします。
事務局	事前に申請であった競売の件であると思いますが、今確証を持て

議長（会長）	ないのですが、申請段階の時にそうじゃないかというような話が事務局内でも出まして確認しましたが、その段階では違ったということだったと思いますが、調べて後ほどまた回答したいと思います。 今事務局の方で確認をするということですので、ここで休憩を取りたいと思います。 10時15分までの休憩とします。 （休憩 10時2分～10時15分）
議長（会長）	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、先ほど米倉委員から質問がありましたけれども、事務局の方から答弁をお願いします。
事務局	先ほどの米倉委員からの質問ですが、私が勘違いしておりました、今回所有者については同一人物です。 人については同一人物です。 場所が違います。 競売のあったところは、場所は〇〇〇〇〇〇の東側の方になります。 今回中間管理事業で賃借があがっているのが、〇〇〇〇の北側のところで場所が違います。 経緯については、この今回中間管理事業であがっている〇〇〇〇の北側の方については、以前基盤法で貸し借りがあったところです。 その後、基盤での契約がなくなったので、その継続として今回中間管理事業の方で貸し借りをするということになったということです、3条の競売であった買受適格証明書により取得された〇〇〇〇〇〇東側の土地と、今回の中間管理事業の貸し借りの場

議長（会長）	所は、違うということです。
米倉委員	よろしいですか。
議長（会長）	はい。
	他に質疑はありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。
	お諮りします。
	整理番号7番、18番および22番を除く議案第5号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。
	よって、議案第5号はお諮りのとおり決定します。
	また、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。
議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び議案第7号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。
	事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。
	26ページです。
	今月の許可申請件数は1件です。
	申請人等の住所、氏名については省略します。
	27ページです。
	整理番号1番、申請地は、大字〇〇字〇〇、畑1筆、804平米を一般個人住宅敷地として申請するものです。
	権利関係は贈与です。

	立地基準については、農地区分が第1種農地、都市計画区域は区域内用途指定なし、農振区分は区域内白地となります。 原則、第1種農地は不許可となりますが、不許可の例外となる集落接続に該当します。 事業費については、外構工事費〇〇〇〇円、建設費〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円を融資にて対応されます。 生活排水については合併浄化槽処理、また敷地内の雨水等は南側側溝に処理されます。 なお、水路管理者であるえびの市土地改良区より同意書の提出があります。 28ページです。 続きまして、議案第7号「非農地証明願いについて」説明します。 今月の証明願い件数は4件です。 申請人の住所、氏名については省略します。 29ページです。 整理番号1番。 申請地は、大字〇〇字〇〇〇、畑1筆、264平米です。 立地基準については、農地区分が第1種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、農地法施行以前から農地以外の土地です。 第三者からの農地でなかったことの証明書の提出があります。 現況は雑種地です。 整理番号2番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇、田1筆、1,046平米です。 立地基準については、農地区分が第1種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。
--	---

	非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 現況は山林です。 整理番号3番。 申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇、畑2筆、計604平米です。 立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 現況は山林です。 30ページです。 整理番号4番。 申請地が、大字〇〇字〇〇〇、畑1筆、2,112平米です。 立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 現況は山林です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。
	議案第6号及び議案第7号については、去る5月29日に第2小委員会で審議がされています。 ここで、第2小委員会から報告をお願いします。
田中第2小委員会委員長	それでは、第2小委員会報告をします。 会長から招集を受けまして、5月29日に委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと第2小委員会を開催いたしました。 今回の議案は、農地法第5条許可申請1件、非農地証明願い4件、計5件です。 初めに、議案第6号農地法第5条の許可申請、整理番号1番につ

非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。

整理番号3番。

立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。

現況は山林です。

30ページです。

整理番号4番。

申請地が、大字〇〇字〇〇〇、畑1筆、2、112平米です。

立地基準については、農地区分が第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。

非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。

現況は山林です。

事務局の説明が終わりました。

議案第6号及び議案第7号については、去る5月29日に第2小
委員会で審議がされています。

ここで、第2小委員会から報告をお願いします。

田中第2小委員会
委員長

会長から招集を受けまして、5月29日に委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと第2小委員会を開催いたしました。

今回の議案は、農地法第5条許可申請1件、非農地証明願い4件、計5件です。

初めに、議案第6号農地法第5条の許可申請、整理番号1番につ

	いて説明します。 譲受人は、一般個人住宅を建設したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する本申請地について承諾を得たので、申請されたものです。 場所は、〇〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南西に約200メートルのところに位置しています。 申請地の周辺の状況は、東側が農地、西側が宅地及び農地、北側が原野、南側が道路に接しています。 東が農地は申請地により畦が高いことから、西側にはブロック塀を設置した方がよいだろうと判断しました。 排水は、土地改良区の用水路に流すということになっているそうです。 周辺農地への影響はないと判断し、特に何も見当たりませんでした。 議案第7号「非農地証明願いについて」説明します。 整理番号1番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前の市道真向かいのところにあり、願出地周辺の状況は東側及び北側には道路、西側は宅地、南側は農地に接しています。 現状は住宅も取り壊されており、更地の状態でした。 整理番号2番。 願出地は、大字〇〇〇字〇〇で、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇から北東に250メートルのところに位置します。 直接現地に行くことはできなかったため、現地付近から航空写真、現地写真及び事務局の説明により確認をしました。 願出地周辺の状況は、西側は農地、それ以外は山林です。 10年以上経過した杉が周りにたくさん生えていました。 整理番号3番。 願出地は、大字〇〇〇字〇〇〇で、〇〇地区の高速道路付近の〇
--	--

議長（会長） 事務局	〇〇〇〇〇〇〇株式会社の〇〇〇〇〇から北西に約２００メートルのところに位置します。 直接現地に行くことはできなかったため、現地付近から航空写真、現地写真および事務局の説明により確認をしました。 願出地周辺の状況は、〇〇〇〇－〇はすべて山林、〇〇〇〇－〇は、東側は山林と農地でそれ以外は山林です。 雑木が茂っており、長期にわたり耕作されていない状況と思われました。 整理番号４番。 場所は、大字〇〇字〇〇〇で、〇〇〇〇〇〇〇から南東に約２５０メートルのところに位置します。 直接現地に行くことはできなかったため、現地付近から航空写真、現地写真および事務局の説明により確認を行いました。 願出地周辺の状況は、東側が農地、北側が道路、西側が山林、南側が原野に接しています。 １０年以上経過した杉が植林されていました。 以上第２小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第５条許可申請１件、非農地証明願い４件について特に問題は見当たりませんでした。 全会一致で許可相当、または非農地としてやむを得ないと判断しました。 第２小委員会の報告を終わります。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします 判断根拠を説明します。 農地法第５条の規定による転用許可申請において、一般基準については、申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。 立地基準についても、小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことです。
-----------------------	---

議長（会長）	また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。 よって、今月の議案第6号および第7号の計5件については、転用許可基準及び非農地判断基準をすべて充たしていると判断します。 第2小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第6号及び議案第7号の審議に入ります。 議案第6号及び議案第7号について、一括して各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第6号及び議案第7号に対する第2小委員会の判断は、許可相当、または非農地として承諾相当です。 また、事務局の判断も許可相当、または非農地として承認相当です。 お諮りします。 議案第6号及び議案第7号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり決定します。 また、議案第6号については、許可相当として知事に意見書を送付します。 次に、議案第8号「農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題とします。

事務局	事務局より説明をお願いします。 議案第８号です。 ３１ページからです。 議案第８号「農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」ということで、下の方にありますが、農業委員会等に関する法律及びその施行規則に基づいて、年１回報告等が必要です。 今回その案を作りましたので、意見をお願いしたいと思います。 次に、３２ページとなります。 最初から申し訳ございません。 ３２ページの一番上の「令和７年度農業委員会の・・・」になっているところが、令和６年の実績ですので、誠に申し訳ありませんが、策定は「６年」に修正してください。 申し訳ございません。 続きまして、実績に関して報告します。 ３３ページとなります。 ３３ページですね、真ん中に③の実績というものがあります。 今年度の新規集積面積８．７ヘクタール。 令和７年度については、農地面積は３，４７０ヘクタールですので、現在の集積率が４７．７％です。 元々の目標が、これは国の方で決まっていますが、８０％以上が目標なってますので、達成状況が５５．９％となります。 続きまして、３４ページとなります。 ３４ページ上から少し下のところに、「③実績、既存遊休農地の解消」があります。 今年度の緑区分の遊休農地の解消実績０．１ヘクタール、目標に対する達成状況は４．４％となっています。 続きまして、実績ですが、３５ページになります。
-----	---

	一番上です。 新規参入者の貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積が29.6ヘクタール。 昨年と変わりません。 数字については、地域計画策定前にあげていた面積になっています。 地域計画の方から同意を得た上で公表ということで、公表値の方がまだ数字が取れない状況ですので、現在この数字をまた使用しています。 参考として、「新規参入者の参入状況」は参入経営体3経営体です。 うち、1経営体については農地の所有がありませんで、合わせて3.1ヘクタールの農地の取得面積となっています。 この下の方に②の実績。 ここは、最適化活動の活動目標は強化月間3回ということで、そのまま目標どおりです。 続いて、36ページです。 「新規参入相談会への参加」。 真ん中に実績がですが、目標が1回でしたが、こちらの実績も1回です。 11月に会長が、宮崎就農応援相談会に参加されて、個別相談を実施しました。 4件ほどの相談を受けたところです。 一番下ですが、「推進委員等の点検・評価結果」ということです。 これは、毎年評価の基準が厳しくなっており、今回期待どおりの結果を得られたというのが2名、目標に対して期待をやや下回る結果となったというのが27名です。
--	--

議長（会長）	これも合計２９名になるんですけども、途中で辞められた委員も含んだ数字となっています。 ちなみに、ここの差はどこで大きくつくかといいますと、月平均の最適化活動の参加活動日数です。 ここが目標は７日となっています。 これは全国一律で決まっています、７日以上となっています。 ここが毎月平均で７日にいくか、いかないかで、ここが大きく変わってきます。 続いて、３７ページです。 総会、部会の開催実績はご覧のとおりです。 ３条、農地転用こちらについてもご覧のとおり、標準処理期間の中には入っています。 最後に、違反転用の対応について、実績で解消面積が０．７ヘクタールということですが、これらは昨年の５月か６月に〇〇にあった違反転用の案件が解消しましたので、この数字となっています。 議案８号についての事務局からの説明は以上です。 事務局から説明が終わりました。 それでは、議案第８号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。
議長（会長）	（質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第８号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第８号はお諮りのとおり決定します。

	以上で本日の議案審議は終了いたしました。 午前10時37分
--	---